6　卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。

別記１　市場流通量の見通し

（単位：千トン、花きにあっては百万本）

	平成24年度（基準年度）	平成32年度（目標年度）	平成32年度／平成24年度（%）
野　菜	10,722	10,510～11,160	98.0～104.1
果　実	3,821	3,620～ 3,850	94.7～100.8
水産物	4,221	4,180～ 4,440	99.0～105.2
食　肉	362	313～ 334	86.5～ 92.3
花　き	6,137	7,020～ 7,450	114.4～121.4

㈱１　市場流通量の見通しは、「食料・農業・農村基本計画」及び「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」の基本的数値を基礎として推定した。

２　水産物産地市場の流通量は、含まない。

別記２　卸売市場施設規模算定基準

１　売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における１日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$Si=\frac{gt\cdot fi}{\mu i}+Ri$$

Si：目標年度における売場施設の必要規模
gt：目標年度における１日当たり市場流通の規模
fi：売場施設経由率
μi：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量
Ri：売場施設通路面積
i：各売場施設

２　その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

３　駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における１日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$St=25m^2\cdot\left(\frac{gt}{\mu o}+M\right)$$

St：目標年度における駐車場の必要規模
gt：目標年度における１日当たり市場流通の規模
μo：１台当たり積載数量
M：その他業務用及び通勤用自動車台数

４　市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S=(1+a)\cdot(\Sigma Si+St+R)$$

S：目標年度における市場用地の必要規模
a：増設余力指数
Si：各施設の必要規模
St：駐車場の必要規模
R：建物外部の通路の必要規模

国会議院

平成28年度衆議院法制局職員採用試験公告

平成28年度衆議院法制局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成28年２月１日　　衆議院法制局

１　試験の名称　衆議院法制局職員採用総合職試験

２　職務内容等　衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

３　採用及び待遇

⑴　採用予定人員　若干名

⑵　採用予定年月日　平成29年４月１日

⑶　待遇　初任給は行政職給料表㈠２級１号給で、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）に合格し、一般職の職員として採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、法科大学院等の大学院修了者については学歴加算、社会人としての勤務経験を積んだ者については経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

４　受験資格

⑴　受験資格

①　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者

②　平成７年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ａ　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者

ｂ　衆議院法制局長がａに掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

①　日本の国籍を有しない者

②　国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者

５　試験内容

⑴　第１次試験

①　試験日　平成28年４月23日（土）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　基礎能力試験（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能並びに社会、人文及び自然に関する一般知識）（多肢選択式）

ｂ　専門試験（憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学）（多肢選択式）

④　合格者発表　平成28年４月27日（水）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑵　第２次試験（第１次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成28年６月11日（土）

②　試験地　東京都及び京都市

③　試験内容

ａ　論文試験　憲法（１題）、行政法（１題）、民法（１題）

ｂ　面接試験　なお、面接試験の参考とするため、性格検査を実施する。

④　合格者発表　平成28年７月１日（金）以降、各人に合否を郵便で通知する。